

堺市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の
一部を改正する規則

堺市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年規則第120号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第11条第1項中「第4条第4項」を「第4条第2項」に改め、同条第2項中「平成6年条例第4号）別表中1等の区分の職にある者」を「令和7年条例第**31**号）第2条第1号アの1等職員」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、条例別表の参与及び医師等並びに調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるものについては、同号イの2等職員に対して支給する旅費の計算の例による。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第11条第1項の改正規定並びに別表第2を削り、別表第1を別表とする改正規定は、公布の日から施行する。